

## 勉強会を終えて

代表世話人 佐藤 邦隆

世話人会が行われる東京の港区三田辺りは坂の多いところで、春陽をあびた土手には水仙の花が咲いています。

この時期になると、田舎の春の様子を思い出します。冬枯れ山に連翹の黄色い花がチラホラと混じりだしてから木蓮、梅、桜の花と一面が花々で埋まるまでの一気に進む様子には、毎年自然の強い勢いを感じ、冬眠から覚めるような精気を受けました。

会員の皆さんにとって今年度は、大きな変化を感じ取った年となりました。外から寄せられたボランティアの紹介の問い合わせは、標準拡大教科書が発行される前に比べると桁の一つ違う数の減り方でした。しかも文字サイズの大きなもの、紙面と文字の反転のものに限定されました。また、横浜で行われた総会においても製作数の激減が話題になりました。

今後の我々ボランティアの役割は、出版社の標準拡大でカバーされていない多様な拡大仕様の分野にこそ存在するという事は既に皆さんの再認識しておられる通りでしょう。白黒反転の製作技術の向上など、新しい分野に果敢に挑戦することを決めて技術の習得に身を入れ始めたグループも多くありました。状況の変化を感じた会員各位が、いち早くこうした対処をとるのは、伝統に培われた拡大協の特質であり積極性の表れと感じて敬意を深くします。

1月の勉強会は、教科書以外の拡大写本製作に伴う著作権の対応に焦点をあてたものでしたが、予想を大幅に超える90人以上の参加者があり、狭い会場は熱気が感じられるほどでした。講師の熱意のおかげもあり著作権問題の遵法の体制に世話人会も少しは寄与できたと考えています。

このような状況から、協議会の来年度の方向性は、自ずと見えてきているように感じます。すなわち私達の課題は

1. 義務教育教科書の標準拡大で対応しない領域への大活字、反転など
2. 高校教科書の拡大写本への取り組み強化
3. 副読本など教科書以外の書物の拡大
4. 一般ロービジョンの利用者への拡大本の提供への取り組み などでしょう。

これに対する処方箋としてはまずは、勉強会の継続開催、既存のノウハウを他と共有する横への展開、などが考えられます。また一般ロービジョンの利用者への拡大本の提供では、新しく著作権のクリア、利用者と製作者の分かりよい橋渡しなど、利用環境の整備充実が必須であり、出版社や著者などとの連携で、新しい仕組み作りや公的機関への働きかけを強めることも必要でしょう。

25年度の勉強会は、[ロービジョンの利用者の読む権利]がやや取り残されているので、その拡充への取り組みを促進するものとしてと思っています。第2弾として、著作権問題の遵法の体制を学んだ初回とのバランスも取れると思います。また、1月の勉強会に続いて、著作権の遵法の勉強会を首都圏以外でも開催していただけるように世話人会も積極的に支援して行きたいと思っています。

最後になりますが、拡大協が新しい春を向かえ、連翹の花から始まり花盛りの山に広がる自然の動きのように活気のあるものになることを期待しております。

# 平成24年度全国拡大教材製作協議会主催 第1回勉強会のまとめ

平成25年1月23日(水)13:30~15:30

場所:東京都障害者福祉日時:会館 B1, B2会議室

講師:笹本雄司郎氏 (株)マコル 取締役 代表コンサルタント

テーマ: '拡大写本の今後をさぐる' 著作権の正しい理解について

参加者:92人

標準規格の拡大教科書が増えてきて、ボランティアへの教科書の製作依頼が減ってきている。ボランティアがここからどうやっていくか、考えどころである。

本日の参加者は、小学校に入って急に教科書に触れるのではなく、2歳3歳の小さいときに本に触れ、学習する習慣をつけることを大切に考えている。研究者も、就学前に字になじませ、学習する習慣をつけること、脳に刺激を与えることが視覚障がい児の発育に大事だと言っている。児童書・絵本の拡大写本で何ができるか、どうすれば権利者の許諾を得て製作できるかを一緒に考えたい。

今回のテーマ「著作権」について本格的に勉強するとなると大学の授業でも1年かかる。今日は、著作権の原理原則と拡大写本にかかわる論点に絞って話を進めたい。

著作権法は、「あなたが作ったものはあなただけのものです。利益はあなたが50年間独占してよいです。」という「特典」を創作者（著作権者）に与えることによって、価値ある文化遺産を増やしていくことを究極の目的とする法律である。

どういう手続で著作権を取得するかというと、何もしなくてよい、が答えである。創作物ができた時点で著作権は発生するので、登録なしで取得ができる。これを無方式主義という。

著作権法のルールを端的に表現すると、創作物をどう利用できるかはすべて作った人の意志によって決まる、つまり、「権利者が了解すればどんな利用も問題ない」「本人が了解しなければどんな利用もできない」ということである。

しかし、なにもかも権利者の許諾が必要というのではあまりに窮屈で、文化資産の活用と権利の保護とのバランスが保てないので、一定の利用については権利者の許諾なく実施できる特別ルールがある。これを「権利制限規定」といい、

- ① 人的範囲での利用
- ② 文化・教育・福祉目的での利用
- ③ 国民の知る権利に資する利用
- ④ 技術的理由で不可避な利用

について著作権法に規定が設けられている。この権利制限規定は、拡大解釈をしてはいけないし、補償金等の付随義務が生じる場合がある。

利用の可否が創作者の意思で決まるとなると、ボランティアにはどういう選択肢があるか。

- 考え方1 創作者の了解を必ず取る。どうしても了解が得られなければ、無理をせず製作を断念する。
- 考え方2 まずは創作者の了解を得ずに製作して、問題になったら謝って了解を取り直す。このやり方は、創作者から回収や損害賠償を求められる可能性がある。
- 考え方3 社会にとって良い活動なので創作者の了解を得ることは考えない。警告があっても権利侵害に当たらないと主張して争う。このやり方は周囲から信頼や協力を失いかねない。

創作物の利用は、他人の土地を近道で通り抜ける行為や赤信号での道路横断に似ている。違反と言えば違反だが、本人のリスクで実行してしまう余地がある。従って、自分たちのグループの考え方をしっかりと決めておく必要がある。団体としての活動は、考え方1でやってほしい。

### 著作権はだれが持っているのか

文章、図画・挿絵、写真、楽譜・歌詞といったコンテンツのひとつひとつが独立した著作物として扱われる。従って、創作者すべての人の了解が必要である。出版された書籍・出版物の著作権は出版社が持っているのかというと、そうではない。ただし、出版社が素材を編集した雑誌・百科事典・資料集は、編集著作物として出版社に著作権が帰属する場合がある。また、稀ではあるが、出版社が書下ろしを依頼して著作権を取得している場合や、創作者から許諾の権限の代行を依頼されている場合もある。「出版社に許諾申請をしてもなかなか回答が来ない」というのは出版社に回答する権限がないからかもしれない。

### 他人の著作物を使うとはどういうことか

見る・読む・聞くなど五感を持って知覚する行為を「使用」という。著作権法は、創作物の「使用」ではなく、複製・改変・公衆伝達など「利用」、すなわち使用の前段階の行為を制限する。これは、五感による知覚は外部から把握できないので、外部から把握できる「利用」を制限することで権利者を保護しようと考えたことによる。

拡大写本における著作権の利用は、書き写し・コピー・スキニング・PCへの記録・再現などの「複製」と、レイアウト・サイズ・色・書体・線幅・内容の省略などの「改変」がこれにあたる。

これほど多くの利用が制限されるのは、著作権法がユーザーの利便より創作者の利益保護に重点を置いているからである。

## 権利制限規定の解釈

教科書に関しては使いやすく整備されてきたが、それ以外のものはかなり難しい感じである。

- 一番大きな例外は、著作権法30条（個人的・家庭内使用）で、利用者本人又は親が手書き又はコピーすることは良いとしている。ボランティアが作り方を指導して親が作るのならば範囲内であるが、ボランティアが代わりに作業するとなると30条でクリアするのは難しい。
- 著作権法35条の1項で考えると、文科省の傘下にある学校の授業で使用するものは許諾なく利用できる。ただし、教材や課題図書の大拡大本をその年の授業で一回限り使うことは良いが、保存して次年度使い回すことは不可である。市販されているドリルを拡大写本するのも不可である。
- 著作権法33条の2項の大拡大教科書の複製とは、教科書目録に掲載されている検定教科書に限られる。副読本は不可である。また、著作物のすべてまたは相当部分の複製であり、素材として使うのは不可である。
- 著作権法37条の3項「適用施設」の指定を受けることについて、点訳・音訳・デージー・朗読の団体は可だが、拡大写本の団体は不可である。これは、点訳・音訳・デージーは一般的には利用できない特殊な方法なので、創作者に不利益を与えるとは考えにくいですが、拡大写本は、視力障がい者だけでなく、字が大きい方が良いというニーズがあるので創作者にとっては不利益を被る可能性があるからである。条文上明確でないが、文化庁著作権課に直接確認した回答である。

## これからの活動で考えていくこと。(講師からの提言)

拡大写本は、他の支援活動と比べると、権利者がOKを出しにくい要素が多い。権利制限にどんぴしゃり該当するケースを除いては、著作者から許諾を取らざるを得ない。

誰にコンタクトを取るかというと、著作者本人に直接連絡を取るのが原則である。その場合も出版社の耳に入れておく配慮は必要である。あるいは、出版社に著作者本人への橋渡しをお願いすることも可能である。出版社（発行者）は著作者との関係を悪化させたくないと思う。申請者の実績・利用目的等を明記して、丁寧をお願いする姿勢が大切である。そうすることで円滑に運ぶこともある。著作権の許諾はお願い事である。著作権に対する正しい知識を持ち、創作者の立場・気持ちを忘れずに対処すべきである。

社会の中で、拡大写本に対する理解ができていない。弱視の子供に対してもどうして拡大コピーではダメなのかが分からない。依頼する団体の素性が分からない。等々を解消するために、我々の活動を組織的に世の中に発信する啓発活動をしていくことが必要である。

高い目標を掲げて、ほかの組織とどうやって手を組んでいけるか、使う人の立場と創作者の立場の考え方のずれをどう埋めていくか、お互いの理解の溝をどのようにうめていくか、社会のルールを良い方向に変えてもらうにはどうしたら良いか、これから活動していく中で考えていくことではないか。

## Q&A

質問1 (坂戸) :年間5～6冊の拡大書籍を作っている。老人ホーム等へのものは許諾を取っているが個人の依頼は許諾を取っていない。

答え: 原理原則でいえば、個人のものでも許諾は必要である。

質問2 (会津ほたるの会) :高齢者施設に置く拡大本を作っている。出版社にお願いしたら、快く作家・イラストレーターの許諾を取ってくれた。複数冊コピーを取ることも許可してくれた。出版社に感謝。

答え:それはいい方に当たったケースである。

質問3 (四街道) :拡大教科書を作るときに2冊3冊と教科書を購入するわけだから、不利益にはならないと思うが。

答え: ご意見として伺っておく。

質問4 (国分寺) :お願いですが、今日の資料を自分たちの勉強会で使いたいが、コピーをしてもいいですか。

答え: 使って構わない。私がよいといえばよい、これがまさしく著作権の世界。

質問5 (返信はがきでの質問) :特別支援学校からの教材の依頼で挿絵・イラストのコピーをして原本に忠実に拡大する場合、挿絵を簡略化するなどアレンジする場合、キャラクターを部分的に使う場合。ほかの学校でも使えるようにそれを複数作る場合は、どうなのか。

答え: その学校が37条3の適用を受けている場合はかまわないと思うが、使い回し不可の場合、複数に使うのを前提でいいのか、キャラクターが教材になるのか気になるところもある。考え方は、授業で1回限り使う。それを先生のから頼まれた。という場合はOK。また、障害のあるこどものための施設、それを支援するNPO法人から依頼されたということだと、我々がその施設の手足となって協力する範囲では許諾なく製作できる。

質問 (時間外) :図書館・盲学校等から拡大写本の製作を依頼された場合、著作権者の承諾を得る必要があるか?

答え: 厳密に法解釈すると「著作権者の承諾が必要」と考えるのが安全。しかし、図書館・盲学校等が製作主体となり、かつ依頼者が適法と解釈している限り、著作権者の承諾がなくても、製作を担当したボランティア団体に責任が及ぶ可能性はほとんど考えられない。

以上



# 「拡大写本の今後をさぐる」第1回著作権について 参加者アンケート集計結果

実施日：2012年1月23日（水）13：30～15：30

参加者：93名                   うち 講師1名 来賓3名 世話人8名 オブザーバー2名

アンケート対象：79名

回収数：55枚 回収率 69.6%

## 1. 今回の勉強会について

- |       |        |    |        |        |    |       |
|-------|--------|----|--------|--------|----|-------|
| ○企画内容 | 良い     | 55 | (100%) |        |    |       |
| ○開催場所 | 良い     | 54 | (98%)  | わかりにくい | 1  | (2%)  |
| ○講師   | 良い     | 55 | (100%) |        |    |       |
| ○講演時間 | ちょうどよい | 50 | (91%)  | 長い     | 1  | (2%)  |
|       |        |    |        | 短い     | 4  | (7%)  |
| ○作品展示 | 参考になった | 41 | (74%)  | 必要なかった | 2  | (4%)  |
|       | その他    | 1  | (2%)   | 無記入    | 11 | (20%) |

それぞれの項目に関する書き込み（記入場所ではなく内容で分類）

- |      |  |
|------|--|
| 企画   | ・拡大写本の立場をさいにんしきさせられた 2件<br>・リアルタイミングでありがたい<br>・参考になった<br>・児童書拡大の難しさを知った<br>・不十分な解釈をしていた  |
| 開催場所 | ・部屋もどこだか分らなかった<br>・人数制限なく参加できる場所を考えて欲しい  |
| 講師   | ・説明がわかりやすかった・理解できた 26件<br>・先生の拡大写本に対する深い理解が推察できた 4件<br>・レジュメも大変親切・文例がありがたい 2件<br>・可否の事例説明が明確で良かった<br>・講演会のためにきちんと準備されていたことへ感謝を |
| 展示   | ・出版社のような本が必要なのか？   |

## 2. 今後の勉強会について

- |    |   |
|----|---|
| 内容 | ・同じ内容で何回かしてほしい 3件（地域別を実施してほしい1件含む）<br>・続編を望む 2件<br>・デジタルデータの上手な使い方<br>・交流の時間をもっととってほしい<br>・出版社の拡大に対する取り組みについて<br>・本人や家族が自宅で簡単に作成できるキットの開発（IT系）を考える<br>・今後の方向あるいは望ましい状況の説明がほしい |
| 講師 | ・中野先生 弱視の見え方と教科書の作成について   |
| 場所 | ・同じ場所で 2件<br>・西日本で<br>・大阪<br>・交通の便が良いところで   |

## 3. 世話人会へ

- |    |   |
|----|---|
| 要望 | ・開催時期は多忙時を避けて企画を 2件<br>・出版社とのコラボ拡大本が作れるように会として検討を<br>・ボランティア活動のPRを<br>・定期的に会を開いてほしい<br>・最近の動向の各グループへの連絡がほしい<br>・首都圏だけでなくエリアでも話し合うチャンスのある企画を |
|----|---|

- ・啓発活動の充実を
- ・全国のグループと交流できる連絡網を作ってほしい

- 感想
- ・企画と尽力に感謝 8件
  - ・著作権を取る際の拡大の必要性を説明できる自信がない
  - ・企業・団体・行政など垣根を越えて出版出来たら良い
  - ・著作権違反をしているグループがあり驚いた
  - ・会として違反行為をなくすようにすべき
  - ・法改正には前向きな行動に移すべき

### 現在のグループ数 62グループ

退会 福岡YWCA 拡大写本グループ  
(25年 2月)

#### 25年度世話人会日程

- ・原則として隔月第4水曜日 午後1時半～  
(どなたでもお気軽にご参加ください)
- ・場所 東京都障害者福祉会館  
東京都港区三田5-18-2
- ・交通 JR 田町駅 下車 徒歩3分  
都営地下鉄三田線 浅草線  
三田駅下車 すぐ

4月24日(水) 5月22日(水)  
7月24日(水) 9月25日(水)

#### 25年度総会について

隔年の総会方法として25年度は文書による総会となっております。

つきましては議案書を5月下旬頃発送させていただきますのでご審議よろしく  
お願いいたします。



#### 《編集後記》

思いのほか早い桜の便りを気にしつつ新年度の教科書の製作に大忙しのグループも多いかと思われ  
ます。今回の会報は先の勉強会報告号とさせていただきます。ホームページで資料や著作権申請例もご  
覧いただけますので合わせてご参考頂けたら幸いです。

さて、25年度に入ります。代表者の変更の連絡、別紙による新年度の製作実績報告に関する情報提  
供などお手数おかけいたしますがどうぞご協力をお願いいたします。

個人的にいつもよりとても早く過ぎた1年でした。25年度はいろいろな課題を前に少しでも進展を  
目指し頑張りたいと思います。

(H)